

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 除 伐

- (1) 除伐対象木
- ① 目的木(有用天然木等を含む。以下同じ。)の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
 - ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
 - ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。
- (2) 保残すべき樹木
- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所成育する有用天然木。
 - ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
 - ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
 - ④ (1)の③で残存することとした有用天然木。
 - ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。
- (3) 除伐木等の処理方法
- ① 除伐木の伐採高(株高)は、地上60cm以内とする。
 - ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
 - ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
 - ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
 - ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の1/2程度伐り開く。
 - ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。
- (4) 刈払機作業における振動障害の予防
- 刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成21年7月10日基発0710第2号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業員にも守られるよう必のような措置を講じること。

3 除伐 2 類

(1) 除伐対象木

- ① 植栽木等の成育に支障となるつる類、及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で、(2)の③、④、⑤を除く樹木。
- ② 植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。
- ③ 形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね18cm未満のもの。
- ④ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① (1)の④で残存することとした有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ 目的木(有用天然木等を含む。以下同じ。)の成育に支障とならない雑灌木。
- ⑤ その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高(株高)は、地上30cm以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。

(4) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」(平成21年7月10日基発0710第1号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

4 丸太筋工

(1) 設置箇所については、監督職員の指示の下、以下のいずれかに該当する林分を対象とする。

- ① 農地、道路、住宅地、その他森林以外の土地が隣接している林分。
- ② 河川や溪流沿いの林分。
- ③ 造林地内に小規模な崩壊が見られる林分。
- ④ 放射性物質の流出が想定される林分。

(2) 丸太筋工の標準図及び仕様書は、別紙丸太筋工特記仕様書のとおりとする。

(3) 資材はのうち、鉄線及び杭木(場合によっては鉄杭も可)については購入資材とする。横木については現地発生材を加工し使用することを基本とするが、現地発生材を利用できない場合は丸太製品を調達できるものとする。

- (4) 丸太筋工は「治山工事標準仕様書」第633条に準じて施行し、丸太を元口、末口を交互に積み重ねることとする。
- (5) 作業が終了したときは、「造林事業請負標準仕様書」の別添「造林事業請負実行管理基準」に準じるほか、別に定めるところにより出来型管理を行うものとする。